持うえだ

令和元年 10月 1日号 生活環境部 生活環境課 (電話23-5120) 廃棄物対策課(電話22-0666)

資源物の正しい分別に 即協力をお願いします。



市民の皆様には適切な資源物の分別に、御協力いただき感謝いたしま す。資源物回収では、分別方法の誤りや、汚れたまま出されていることが あります。次の点に御協力をお願いします。

①缶類のネット(緑色)の中に危険ごみであるスプレー缶やびん類が入って いることがある。

⇒正しい分別でお出しください。

※缶類は緑色のネット(PETボトルは黄色のネット)、スプレー缶は中身 を必ず使い切って「危険ごみ」のコンテナ、びん類は「びん類」のコンテナへ お出しください。

②缶類やびん類、PETボトルが汚れたまま出されている。

⇒中身をきれいにゆすぎ水気を切ってから出してください。

自治会での資源物回収に御協力ください

各自治会で回収した資源物については、回収量に応じて市から交付 金を交付しております。



この交付金は自治会活動の財源として活用されていますので、引き 続き自治会への資源物回収に御協力ください。

乾電池・小型充電式電池の出し方

- ①乾電池は自治会の資源物回収所または ウィークエンドリサイクル会場で「有害ごみ」 として出してください。



②小型充電式電池は、() リサイクルマークが目印)→

「できるだけ販売店のリサイクルボックスに入れましょう。」







※注意※

家電製品を廃棄する場合は、火災の原因になるため、乾電池・小型充電式電池は必ず抜き 取ってください。

(裏面も御覧ください)

野焼きで近所に迷惑をかけていませんか?

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却(野焼き)は、法律に基づき禁止されています。

絶対に燃やさないでください。違反すると、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金** 又はその両方を科せられる場合があります。

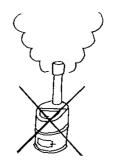
例外で認められている焼却は、以下のとおりです。

- ◎ どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 稲わら・果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却
- たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却(※)
- 寒い日などに暖を取るための焼却(一斗缶を使用した程度のもの)
- ※軽微な焼却とは、煙の量やにおいが**近所の迷惑にならない**程度の少量の焼却のことです。 以下の点に注意してください。
- ↑ 草木をよく乾燥させてから、煙がたくさん出ないよう少しずつ焼却する
- ⚠ 焼却前に消防署へ連絡し、焼却中は火事にならないよう、絶対にその場を離れない。
- ⚠ 時間や風向きに配慮し、事前に一声かけていただくなど、ご近所に迷惑をかけないようにする
- ⚠ ドラム缶・焼却炉(ブロックで囲んだものを含む)を使用せずに焼却する
- ▲ 自然物といっしょに自然物以外のごみ(プラスチック・ゴム・段ボール・レジ袋等)を燃やさない

<u>ただし、例外で認められた焼却であっても、大量の煙やにおいが発生し、</u> 「草木を燃やしていてけむたい」、「窓を開けられない」、

「洗濯物ににおいがついて困る」と悩んでいる方が いる場合がありますので、周囲への御配慮をお願い いたします。

なお、草木等はできるだけ土へ還すか、 ごみ集積場に出すなど、適正に処理しましょう。



上田市役所(本庁) 生活環境課 23-5120 丸子地域自治センター 市民サービス課 42-1054 真田地域自治センター 市民サービス課 72-0154 武石地域自治センター 市民サービス課 85-2827